

（制動装置）

第九条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、道路運送車両の保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第一百七十一条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（次号から第五号までの自動車を除く。）には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。

イ 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていること。

ロ 制動装置は、かじ取り性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

ハ 主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。

ニ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が七十五キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する自動車、最高速度が百キロメートル毎時を超える車両総重量三・五トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）及び最高速度が七十五キロメートル毎時を超える車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）にあつては(1)及び(2)、それ以外の自動車にあつては(1)の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、七百ニュートン以下とする。

(1) $S_1 \leq 0.15 V_1 + 0.0077 V_1^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S_1 は、停止距離（単位 メートル）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、次の表の上欄に掲げる自動車にあつては、同表の下欄に掲げる速度とする。）（単位 キロメートル毎時）

最高速度が六十キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する自動車	六十
最高速度が六十キロメートル毎時を超える車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	六十
最高速度が八十キロメートル毎時を超える車両総重量三・五トン以下の自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	八十

(2) $S_2 \leq 0.15 V_2 + 0.0097 V_2^2$

この場合において、

S_2 は、停止距離（単位 メートル）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の八十パーセントの速度とする。ただし、次の表の上欄に掲げる自動車にあつては、同表の下欄に掲げる速度とする。）（単位 キロメートル毎時）

最高速度が百二十五キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上であって車両総重量五トン以下の自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	百
最高速度が百十二・五キロメートル毎時を超える専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上であって車両総重量が五トンを超える自動車（牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	九十
最高速度が百五十キロメートル毎時を超える車両総重量三・五トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	百二十
最高速度が百二十五キロメートル毎時を超える車両総重量が三・五トンを超える十二トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	百
最高速度が百十二・五キロメートル毎時を超える車両総重量が十二トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び牽引自動車であってセミトレーラを牽引するものを除く。）	九十
牽引自動車であってセミトレーラを牽引するもの	八十

ホ 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

ヘ 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

ト 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあつては、この限りでない。

- (1) 車両総重量三・五トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置
- (2) 次に掲げる車両総重量が三・五トンを超える十二トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置
 - (i) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車
 - (ii) 前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び一個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、四分の一こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車
- (3) 次に掲げる車両総重量が十二トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置
 - (i) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車

- (ii) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び一個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、四分の二こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

チ 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

リ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統）は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した五十分の九こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては七百ニュートン以下、手動式のものにあっては六百ニュートン以下とする。

$$S \leq 0.15 V + 0.0257 V^2$$

この場合において、

Sは、停止距離（単位 メートル）

Vは、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が三十キロメートル毎時を超える自動車にあっては、三十とする。）（単位 キロメートル毎時）

ヌ 牽引^{けん}自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統）は、被牽引^{けん}自動車を連結した状態において、乾燥した二十五分の三こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあっては七百ニュートン以下、手動式のものにあっては六百ニュートン以下とする。

ル 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

ロ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

リ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和三十年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車（旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）を除く。）及び車両総重量が七トンを超える^{けん}牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

ロ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止できる装置を備えた自動車にあっては、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

ヨ 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が十トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

二 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十一人未満のもの（次号から第五号までの自動車を除く。）には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。

イ 制動装置は前号イからハまで、ホ、ヘ、チ、ル及びヲの基準に適合すること。

ロ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、最高速度が百二十五キロメートル毎時を超える自動車にあつては(1)及び(2)、それ以外の自動車にあつては(1)の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、五百ニュートン以下とする。

(1) $S \leq 0.1 V_1 + 0.006 V_1^2$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、

S は、停止距離（単位 メートル）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が百キロメートル毎時を超える自動車にあつては、百とする。）（単位 キロメートル毎時）

(2) $S \leq 0.1 V_2 + 0.0067 V_2^2$

この場合において、

S は、停止距離（単位 メートル）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の八十パーセントの速度とする。ただし、最高速度の八十パーセントの速度が百六十キロメートル毎時を超える自動車にあつては、百六十とする。）（単位 キロメートル毎時）

ハ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統）は、乾燥した平坦な舗装路面で、次の計算式に適合する制動能力を有し、かつ、乾燥した五分の一こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては五百ニュートン以下、手動式のものにあつては四百ニュートン以下とする。

$S \leq 0.1 V + 0.0257 V^2$

この場合において、

S は、停止距離（単位 メートル）

V は、制動初速度（その自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が三十キロメートル毎時を超える自動車にあつては、三十とする。）（単位 キロメートル毎時）

ニ 牽引^{けん}自動車の制動装置のうち主制動装置を除くもの（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合^{けん}にはうち一系統）は、被牽引自動車を連結した状態において、乾燥した二十五分の三こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあ

つては五百ニュートン以下、手動式のものにあっては四百ニュートン以下とする。

ホ ハ及びニの制動装置は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

ヘ 制動力を制御する電気装置を備えた主制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

三 二輪自動車及び側車付二輪自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び第五号の自動車を除く。）には、次の基準に適合する二系統以上の制動装置を備えなければならない。

イ 制動装置は第一号イ、ロ、ホ、チ及びカの基準に適合すること。

ロ 主制動装置は、二個の独立した操作装置を有し、一個により前車輪を含む車輪を制動し、他の一個により後車輪を含む車輪を制動すること。

ハ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、(1)及び(2)の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては三百五十ニュートン以下、手動式のものにあっては二百ニュートン以下とする。

$$(1) \quad S_1 \leq 0.1 V_1 + \alpha V_2$$

この場合において、原動機と走行装置の接続は断つこととし、 S_1 は、停止距離（単位 メートル）

V_1 は、制動初速度（その自動車の最高速度の九十パーセントの速度とする。ただし、最高速度の九十パーセントの速度が六十キロメートル毎時を超える自動車にあっては、六十とする。）（単位 キロメートル毎時）

α は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の中欄に掲げる制動装置の作動状態において、同表の下欄に掲げる値とする。

自動車の種別	制動装置の作動状態	α
一個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない二輪自動車	前輪の制動装置のみを作動させる場合	〇・〇〇八七
	後輪の制動装置のみを作動させる場合	〇・〇一三三
一個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができない側車付二輪自動車	前輪又は後輪の制動装置を作動させる場合	〇・〇一〇五
一個の操作装置で前輪及び後輪の制動装置を作動させることができる二輪自動車	主たる操作装置により前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	〇・〇〇七六
	主たる操作装置以外の操作装置により前輪のみ、後輪のみ又は前輪及び後輪の制動装置を作動させる場合	〇・〇一五四
一個の操作装置で前輪及び後輪の	主たる操作装置により前輪及び	〇・〇〇七一

制動装置を作動させることができ る側車付二輪自動車	後輪の制動装置を作動させる場 合	
	主たる操作装置以外の操作装置 により前輪のみ、後輪のみ又は 前輪及び後輪の制動装置を作動 させる場合	○・○一五四

(2) $S_2 \leq 0.1 V_2^2 + 0.0067 V_2^2$

S_2 は、停止距離（単位 メートル）

V_2 は、制動初速度（その自動車の最高速度の八十パーセントの速度とする。ただし、最高速度の八十パーセントの速度が百六十キロメートル毎時を超える自動車にあつては、百六十とする。）（単位 キロメートル毎時）

ニ 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。

ホ 主制動装置を除く制動装置を備える自動車にあつては、当該制動装置（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統）は、乾燥した五十分の九こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては五百ニュートン以下、手動式のものにあつては四百ニュートン以下とする。

ヘ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量が容易に確認できる構造であること。

四 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車（次号の自動車を除く。）には、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車にあつてはこれを一系統とすることができ、かつ、ロ、ニ、ト及びリの基準に適合することを要しない。

イ 制動装置は、第一号イ、ロ及びチの基準に適合すること。

ロ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。

ハ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては九百ニュートン以下、手動式のものにあつては三百ニュートン以下とする。

最高速度(キロメートル毎時)	制動初速度(キロメートル毎時)	停止距離(メートル)
八十以上	五十	二十二以下
三十五以上八十未満	三十五	十四以下
二十以上三十五未満	二十	五以下
二十未満	その最高速度	五以下

- ニ 主制動装置は、その配管（二以上の車輪への共用部分を除く。）の一部が損傷した場合においても二以上の車輪を制動することができる構造であること。ただし、非常用制動装置（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の二以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。）を備えた自動車にあっては、この限りでない。
- ホ 制動装置（制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統）は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した五分の一こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあっては九百ニュートン以下、手動式のものにあっては五百ニュートン以下とする。
- ヘ 牽引自動車にあっては、空車状態の被牽引自動車を連結した状態においてホの基準に適合すること。
- ト 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（二以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、二ただし書の自動車にあっては、この限りでない。
- チ 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においてもハの基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。
- リ 車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置及び当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。
- 五 被牽引自動車には、次の基準に適合する二系統以上の制動装置を備えなければならない。
- イ 制動装置は、第一号イ、ハ、ホ及びチの基準に適合すること。
- ロ 主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。
- ハ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあっては(1)、それ以外の被牽引自動車にあっては(2)の計算式に適合する制動能力を有すること。
- (1) $S \leq 0.15 V + 0.0086 V^2$
- (2) $S \leq 0.15 V + 0.0077 V^2$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

Sは、被牽引自動車単体の停止距離（単位 メートル）

Vは、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。

ただし、最高速度が六十キロメートル毎時を超える牽引自動車に牽引される被牽

引自動車にあっては、六十とする。）（単位 キロメートル毎時）

ニ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、車両総重量三・五トン以下の被牽引自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。

ホ 被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統）は、乾燥した五十分の九こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、六百ニュートン以下とする。

六 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、前号ロの基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合においては、同号イ（第一号ホの基準に係る部分に限る。）及びハの基準に適合することを要しない。

イ 車両総重量三・五トン以下の被牽引自動車（セミトレーラを除く。）

ロ 最高速度二十キロメートル毎時未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車

ハ 最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量二トン未満のもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

七 車両総重量七百五十キログラム以下の被牽引自動車にあっては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の車両重量の二分の一を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、前二号の規定にかかわらず、主制動装置を省略することができる。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車	第五号ホ
二 昭和四十三年七月三十一日以前に製作された自動車	第四号ニ
三 昭和四十五年五月三十一日以前に製作された自動車	第四号チ
四 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第四号ホ後段及びへ（同号ホ後段の基準に係る部分に限る。）並びに第五号ホ後段
五 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のもの及び乗車定員三十人以上の普通自動車を除く。）	第四号ニ
六 昭和五十年三月三十一日以前に製作された自動車	第四号イ（第一号チの基準に係る部分に限る。）
七 昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車	第四号ト

八 平成三年九月三十日（専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあつては、平成四年三月三十一日）以前に製作された自動車	第四号リ
九 平成七年八月三十一日以前に製作された車両総重量が十三トン以下の牽引自動車	第四号リ
十 車両総重量三・五トン以下の被牽けん引自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第五号ハ及びニ、第六号後段並びに第七号
十一 車両総重量が三・五トンを超える被牽けん引自動車であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第五号ハ及びニ並びに第六号後段

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車	第四号ただし書	以下	未満
二 昭和三十八年十月十四日以前に製作された自動車	第四号	最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車	大型特殊自動車
三 昭和三十六年十二月三十一日以前に製作された自動車（乗車定員十人以下の旅客自動車運送事業用自動車を除く。）	第四号	適合することを要しない。	適合することを要しない。また、車両総重量二トン未満の自動車にあつては、これを一系統とすることができる。
四 昭和三十六年十二月三十一日以前に製作された自動車	第四号ホ及び第五号ホ 第五号ホ	機械的作用により停止状態に 被牽けん引自動車の制動	停止状態に 制動装置（車両総

		装置のうち主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統)は、乾燥した五十分の九	重量二トン未満の被牽引自動車(制動装置を除く。)のうち一系統は、被牽引自動車に備えられた操作装置により操作できるものであり、かつ、空車状態の被牽引自動車を乾燥した五十分の一
五 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車	第四号ハ	九百ニュートン	千二百ニュートン
六 第一項第一号の自動車であって次に掲げる被牽引自動車を牽引するもの	第一号ヌ	制動装置のうち主制動装置を除くもの(主制動装置を除く)	制動装置（
イ 車両総重量三・五トン以下の被牽引自動車であって平成十一年六月三十日以前に製作されたもの(平成九年十月一日以降に型式指定自動車を除く。)		被牽引自動車	空車状態の被牽引自動車
		二十五分の三	五十分の一
		七百ニュートン以下	九百ニュートン以下
ロ 車両総重量が三・五トンを超える被牽引自動車であって平成十二年六月三十日以前に製作されたもの(平成十年十月一日以降に型式指定自動車を除く。)		六百ニュートン以下	五百ニュートン以下
七 第一項第一号の自動車(軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車に限る。)であって平成十二年六			

月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。） 八 第六号イ及びロに掲げる被牽引自動車であって昭和四十七年一月一日以降に製作されたもの	第四号リ	車両総重量	専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量
九 第六号イ及びロに掲げる被牽引自動車	第五号ホ	被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合はうち一系統）は、乾燥した五十分の九	制動装置のうち一系統は、被牽引自動車に備えられた操作装置により操作できるものであり、かつ、空車状態の被牽引自動車を乾燥した五十分の一
	第五号イ	第一号イ、ハ、ホ及びチ	第一号イ
	第五号ホ	六百ニュートン	足動式のものにあつては九百ニュートン以下、手動式のものにあつては五百ニュートン
	第六号イ	三・五トン以下の被牽引自動車（セミトレーラを除く。）	七百五十キログラム以下の被牽引自動車及び車両総重量が七百五十キログラムを超え三・五トン以下の被牽引自動車（セミトレーラを除く。）

4 昭和三十三年三月三十一日以前に製作された自動車については、第一項第四号ハの規定は、

「

二十以上三十五未満	二十	五以下
二十未満	その最高速度	五以下

とあるのを
」

「

二十五以上三十五未満	二十五	十以下
十五以上二十五未満	十五	五以下
十五未満	その最高速度	五以下

と読み替えて適用する。
」

5 次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、第一項第四号（二輪自動車にあっては同号ニからトまでに係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては同号ニ及びトに係る部分を除く。）の規定を適用する。

自動車	条項
一 第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車を除く。）であって平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた法型式指定自動車を除く。）	第一項第一号
二 第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車に限る。）であって平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた法型式指定自動車を除く。）	第一項第一号
三 第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成七年十二月三十一日（輸入された自動車にあっては平成十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成六年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第一項第二号
四 第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成十一年六月三十日（輸入された自動車にあっては平成十四年九月三十日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成九年十月一日以降に指定を受けた式指定自動	第一項第二号

車を除く。）	
五 第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	第一項第二号
六 第一項第三号の自動車であって平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。）第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）	第一項第三号

- 6 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（第一項第三号から第五号までの自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、保安基準第十二条の規定並びに細目告示第十五条、第九十三条及び第百七十一条の規定にかかわらず、当分の間、第一項第二号の規定を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
十一人	十人
ヘ 制動力を制御する電気装置を備えた主制動装置は、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。	ヘ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。 ト 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 チ 主制動装置は、しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造であること。 リ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動装置は、独立に作用する二系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。

7 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車（次項に掲げるものを除く。）、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車（平成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く。）及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車であって平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車（平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第十五条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分それぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八百五十四号）による改正前の細目告示別添十「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

二 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの

ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により液漏れや空気漏れが生じるおそれがあるもの

ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルの連結部に緩みがあるもの

ニ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

ホ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

ヘ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

ト ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの

チ イからトに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

三 主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。

四 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

五 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

六 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

8 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のものに限る。以下この項において同じ。）、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車（平成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く。）及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車であって平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車（平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第十五条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第百五十四号）による改正前の細目告示別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えていればよいものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。ただし、同別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」別紙三自動車の車軸間の制動力配分の基準 $5 \cdot 2 \cdot (a)$ の規定中「3.1(A)の規定を満たすものであること。」とあるのは、「3.1(A)の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15 から 0.8 までのすべての制動比に対して直線 $z = 0.9k$ の下にあること。」と、同別添別紙7乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験 $2 \cdot 2 \cdot 2 \cdot 2 \cdot$ 及び $2 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 2 \cdot$ 中「基準限界より 25%高い」とあるのは「基準限界の 80 %の」と読み替えるものとする。

9 平成二十一年六月十七日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定

を受けた自動車を除く。）及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日まで
に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車であって平成二十一年六月十八日以降
に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車（平成十九年六月二十八日
以前に型式の指定を受けた自動車又は型式の認定を受けた自動車と種別、車体の外形、
燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種
類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並
びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第十五条第四項の規
定にかかわらず、次の基準に適合する二系統以上の制動装置を備えればよいものとする。

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国
土交通省告示第八百五十四号）による改正前の細目告示別添十三「二輪車の制動装置
の技術基準」に定める基準に適合すること。

二 制動装置は第七項第二号及び第四号の基準に適合すること。

三 主制動装置は、二個の独立した操作装置を有し、一個により前車輪を含む車輪を制
動し、他の一個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、細目告示第二条第
四号ロの側車付二輪自動車であって、一個の操作装置により全ての車輪を制動する主
制動装置を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、第七項第三
号後段の規定を準用する。

四 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふた
を開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えた
もの

ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず
容易に確認できるもの

10 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車（次項に掲げるものを除く。）、
平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日まで製作された三輪自動車（平
成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動
車を除く。）及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日まで製作され
た三輪自動車であって平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車（平成
十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、
動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構
造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装
置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第九十三条第四項及び第一百七十一
条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装
置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レ
バーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブ
レーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させ
るカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独

立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

- 一 自動車（指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするものに限る。）に備える制動装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八百五十四号）による改正前の細目告示別添十「トラック及びバスの制動装置の技術基準」、に定める基準に適合すること。
- 二 制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。
 - イ ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの
 - ロ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの
 - ハ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの
 - ニ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの
 - ホ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの
 - ヘ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの
 - ト ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの
 - チ ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの
 - リ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの
 - ヌ イからリに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの
- 三 制動装置は、かじ取り性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、かつブレーキの片ぎき等による横滑りをおこすものでないこと。
- 四 主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。
- 五 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。
- 六 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。
- 七 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。ただし、次に掲げる主制動装置にあつては、この限りでない。
 - イ 車両総重量三・五トン以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）の後車輪に備える主制動装置
 - ロ 次に掲げる車両総重量が三・五トンを超える十二トン以下の自動車（専ら乗用の

用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置

- (1) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車
- (2) 前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置及び一個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、四分の一こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

ハ 次に掲げる車両総重量が十二トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）に備える主制動装置

- (1) 全ての車輪に動力を伝達できる構造（一軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。）の動力伝達装置を備える自動車
- (2) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び一個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、四分の一こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車

八 主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

九 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

十 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

十一 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が七トンを超える牽引自動車の主制動装置は、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えたものであること。

十二 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあつては、電源投入時に警告を発し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に容易に判断できる警報を発する装置を備えたものであること。

十三 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が十トンを超えるもの（高速自

動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の補助制動装置は、連続して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

11 平成二十一年六月十七日以前に製作された三輪自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のものに限る。以下この項において同じ。）、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車（平成二十一年六月十八日以降に法第七十五条第一項の規定により型式の指定を受けた自動車を除く。）及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された三輪自動車であって平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車（平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第九十三条第四項及び第一百七十一条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する独立に作用する二系統以上の制動装置を備えればよいものとする。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあつては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する二系統以上の制動装置」であるものとする。

一 自動車（指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするものに限る。）に備える制動装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八百五十四号）による改正前の細目告示別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次に掲げる基準に適合すること。ただし、同別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」別紙3自動車の車軸間の制動力配分の基準 $5 \cdot 2 \cdot (a)$ の規定中「3.1(A)の規定を満たすものであること。」とあるのは「3.1(A)の規定を満たすものであること又は後車軸の曲線が、0.15から0.8までのすべての制動比に対して直線 $z = 0.9k$ の下にあること。」と、同別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」別紙七乗用車の制動装置の電磁両立性に係る試験 $2 \cdot 2 \cdot 2 \cdot 2 \cdot$ 及び $2 \cdot 3 \cdot 2 \cdot 2 \cdot$ の規定中「基準限界より25%高い」とあるのは「基準限界の80%の」と読み替えるものとする。

二 制動装置は前項第二号から第六号及び第八号から第十号までの基準に適合すること。

三 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。

四 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を二系統以上備える場合にはうち一系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

五 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分

の磨耗が容易に確認できる構造であること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

ロ しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えた制動装置

六 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動装置は、独立に作用する二系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。ただし、圧力を蓄積する装置が正常に作動しない場合であっても運転者の操作力のみで細目告示第九十三条第八項（使用の過程にある自動車にあっては第一百七十一条第八項）に定める基準に適合するものにあっては、この限りでない。

七 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであり、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。

12 平成二十一年六月十七日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車、平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車を除く。）及び平成二十一年六月十八日から平成二十三年六月十七日までに製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車であって平成二十一年六月十八日以降に型式の指定を受けた自動車及び型式の認定を受けた自動車（平成十九年六月二十八日以前に型式の指定を受けた自動車又は型式の認定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一であるものに限る。）には、細目告示第九十三条第四項及び第一百七十一条第四項の規定にかかわらず、次の基準に適合する二系統以上の制動装置を備えればよい。

一 自動車（指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするものに限る。）に備える制動装置は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八百五十四号）による改正前の細目告示別添十三「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合すること。

二 制動装置は第十項第二号、第三号、第五号、第八号及び第十二号の基準に適合すること。

三 主制動装置は、二個の独立した操作装置を有し、一個により前車輪を含む車輪を制動し、他の一個により後車輪を含む車輪を制動すること。ただし、第二条第四号ロの側車付二輪自動車であって、一個の操作装置により全ての車輪を制動する主制動装置を有するものにあっては、この限りでない。この場合において、第十項第四号後段の規定を準用する。

四 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。

五 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。

イ 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

ロ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ハ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

ニ イからハに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

13 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トン以下のもの（第一項第三号から第五号までの自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項及び第一百七十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第千四百九十号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項及び第一百七十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

14 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（第一項第三号から第五号までの自動車を除く。）のうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第十五条第三項の別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」及び第九十三条第三項の別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第千四百九十号）による改正前の別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

15 平成二十五年十月三十一日以前に製作された自動車（平成二十三年十一月一日以降に型式の指定を受けた自動車（平成二十三年十月三十一日以前に型式の指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項の「別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」」にかかわらず、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 21 年国土交通省告示第 771 号）による改正前の別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」」の規定に適合するものであればよい。